栃木県共同募金会芳賀町支会助成実施要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、地域活動するボランティア団体や福祉団体等に対し、栃木県共同募金会芳賀町町支会（以下「本会」という。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

（助成対象団体）

第２条　共同募金の助成は、下記の用件を満たした団体を対象とする。

（１）芳賀町内で活躍する民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わないが、栃木県共同募金会の広域配分対象となる団体を除く）。

（２）団体としての活動実績が１年以上であること。

（３）政治活動、宗教活動を目的とした団体ではないこと。

（４）共同募金運動を通して、課題解決の必要性や当該団体の活動を広く町民に伝え、寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制を持つこと。

（５）その他本会会長が認めるもの。

（助成申請）

第３条　助成を受けようとするものは、本会公募要領で定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、本会まで提出しなければならない。

（審　査）

第４条　本会会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い配分委員会に諮ったうえで、助成の可否等について決定し、申請団体に通知する。

（助成の基準）

第５条　助成は以下の基準に従って行う。

　　（１）本会への配分額の内、芳賀町社会福祉協議会地域福祉活動への助成金額は芳賀町内寄付金額の７５％を目安とする。

　　（２）その他被助成団体への助成金額は芳賀町内寄付金額の２５％を目安とする。

２　ただし、配分委員会が特に必要と認める場合には、この限りではない。

（助成額の決定）

第６条　被助成団体への助成金の決定は、栃木県共同募金会から本会へ配分額の決定があってから「助成金決定通知書」を通知するものとする。

（交付請求）

第７条　被助成団体は、前項の通知を受けた後、助成金を受けようとする時は、別に定める「助成金請求書」を本会会長あてに提出する。

（助成金の交付）

第８条　本会は、第６条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

（助成事業の変更）

第９条　助成決定後、本会が指定した事業について止むを得ない事情により変更したいときは、事前に「変更申請書」を提出して本会の許可を得なければならない。

（事業完了報告）

第１０条　被助成団体は、助成事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

２　本会は、必要があると認めるときは、被助成団体に対して調査を行うことができる。

（助成金の経理）

第１１条　被助成団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、本会及び栃木県共同募金会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を呈示するものとし、監査を拒むことはできない。

（使途報告）

第１２条　被助成団体は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

（助成の取消）

第１３条　被助成団体が次の項目に１つでも該当する時は、助成金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

（１）経理状況が極めて不良と認めたもの。

（２）経理上不都合ありと認めたもの。

（３）助成決定後事業を一部休止または廃止したもの。

（４）助成金を指定された事業以外に使用したとき。

（５）事実と相違した助成申請または使途報告を行ったとき。

（６）その他、本会及び栃木県共同募金会の指示に従わずまたは不適当と認めた場合。

付則

　この要綱は、平成３１年　４月　１日から適用する。